



人権=心のマーク

人権啓発紙

輝きびと

R5.9.1

No. 119

発行者 ● 大津市政策調整部
人権・男女共同参画課
TEL 528-2791・FAX 527-6288

特集：大切な人との関係を壊すDV・デートDV ～自分も相手も大切にできる関係を考える～

みんな
いろいろあるよ

絵がじょうずだね

ありがとう

足が速いね

うれしいな

友だち大好き

わたしも大好き

なわとびじょうず

ありがとう

みんないいところあるね

真野北小学校 4年(当時)

中川 小鈴さん

第46回(令和4年度)

「わたしと人権」詩の部 特選作品



青山小学校 4年(当時)

吉田 敦さん 「笑顔いっぱい」

第46回(令和4年度)

「わたしと人権」ポスターの部 特選作品



下阪本幼稚園 4歳児(当時)

柴田 ほのあさん 「いろいろかえる」

第46回(令和4年度)

「わたしと人権」ポスターの部 特選作品

★「ごめんね」は なかなかおりにできる せっちゃんくざい

仰木の里東小学校 3年(当時) 野崎 葵さん

★全員が 支え合わなきゃ できない輪 滋賀大学教育学部附属小学校 4年(当時) 和田あかりさん

★人と人 「みんなちがう」は ステキなこと 志賀小学校 6年(当時) 倉田 結里さん

★「生きている」それが全てに 生きている 皇子山中学校 2年(当時) 原田 旺典さん

★その言動 ウイルスよりも 怖いもの 北大路中学校 3年(当時) 大岡 優太さん

第46回(令和4年度)「わたしと人権」標語の部 特選作品

大切な人との関係を壊すDV・デートDV

自分も相手も大切にできる関係を考える

皆さんはDVやデートDVについて見聞きされたことはおありでしょうか。

DVの防止や被害者への支援に向けた取組を進めるために「配偶者による暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称DV防止法）」が制定されていますが、より一層実効性のある取組につなげていくため、今年5月にDV防止法が改正され、来年4月から施行されることになっています。

DV被害者の多くは女性ですが、DVは身体的な暴力に限らないこと、家族のあり方が多様化していることから、様々な人が被害者や加害者になり得ると考えられています。

また、DVが起こる背景には当事者がこれまでに周りの人間関係などから受けてきた影響もあると考えられており、DVやデートDVは社会全体で考える必要がある人権課題でもあります。

今号では、一般財団法人 大阪男女いきいき財団さんに「大切な人との関係を壊すDV・デートDV」自分も相手も大切にできる関係を考える」というテーマで寄稿いただきました。皆さんにとってDVやデートDVについて考えてみる機会になりましたら幸いです。

DVってどんなこと？

DVはドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）の略称であり、配偶者や恋人など親密な関係にある人や、親密な関係にあった人から受ける暴力のことです。殴る、蹴るといった身体的な暴力だけで

はなく、「何を言っても、無視を続ける」、「交友関係や外出先、電話・メールなどを細かくチェックする」など様々な種類の暴力があり、暴力をふるう人は、これらを複合的に組み合わせ、暴力で相手を支配し、自分の思いどおりにしようとします。また、暴力にはサイクルがあり、いつも行われているとは限りません。DVを行う人は、暴力をふるい、怒りのピークがおさまると、我に返り、相手に謝り、優しくなりますが、またイライラや怒りがたまり、暴力をふるうといったサイクルを繰り返しながら、徐々に過激になっていきます。繰り返しの暴力を受けると、眠れなくなったり、やる気が起きず無気力状態になったりすることがあり、被害者一人ではこのサイクルから抜け出すことができなくなるといわれています。

DVは大人だけの問題ではなく、学生や若い世代、結婚していない恋人同士の間でも起きています。交際相手からの暴力のことを特に、「デートDV」と呼びます。

なぜ、DVがおこるの？

DVやデートDVの背景には、「女性は優しく、男性は強く」、「女性は家族の世話をする、男性は家族を養う」といった性別に基づく思い込みであるジェンダーバイアスがあり、これが一つの要因として、相手を支配の対象とするような関係につながっていくことがあります。また、育ってきた環境の中で、脅したり、殴ったりする暴力で相手を脅えさせ、思いどおりにする方法を学び、自分よりも立場が弱い相手を思いどおりにするために暴力を選んしまうなどといった心理

的な問題もあります。

暴力をふるう加害者について、年齢、学歴、職種、年収などは関係なく、中には人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で暴力をふるっているなんて想像できない」と思われている人もいます。家庭内では暴力をふるってもよいという認識から、自分の思いどおりにするために暴力が行われます。暴力で家族を支配することが一時的な優越感となり、自分を強くみせたり、ストレスを解消する手段となってしまうこともあります。

暴力は、長い時間をかけて身に着いた行動パターンであると考えられており、暴力をやめるためには、「暴力をふるってしまう行動パターンを変えたい」という本人の強い決意と意志が求められます。

束縛は愛情ではありません

「好きだから同じ気持ちでいたい、一緒にいたい」ということと、「自分の思いどおりに動いてほしい、独り占めしたい」ということは違います。DVもデートDVも、暴力を使って、相手を思いどおりに支配することです。

しかし、暴力は愛情ではありませんし、問題解決の方法でもありません。夫婦だから、恋人だから、好きだからといって、相手の言うとおりにしないといけないことはありません。

人それぞれ大切にしたいもの、優先したいもの、考え方、感じ方、価値観は違います。『あたりまえ』と思うことも人によって違います。自分の気持ちや感情は自分のものであり、相手の気持ちや感情は相手のものです。相手が嫌がることをするのは相手を大切にできていない状態であり、暴力を我慢して相手の言うとおりにすることは自分を大切にできていない状態であると考えられます。



一人で悩んで、一人で抱え込まないでください

相手のことが怖い、大切にされていないと感じることがあっても、まわりに心配をかけたくない、誰かに話してもっとひどい状況になるかもしれないといった思いから、誰にも相談しない人は少なくありません。また、DVやデートDVが実際に起こっていても、自分が被害を受けていることや相手が被害を与えていることに気づかないこともあります。そんなときには、まわりの人が気づいて、相談できること、相談してもよいことを伝えることが大切です。

DVやデートDVをなくすためにできること

暴力はどんな理由があっても、どんな間柄であっても許される行為ではありません。相手からの暴力によって自分を大切にできなくなっていることもあります。「自分を大切にすること」は、とても大事なことです。

DVやデートDVについて知ることは、暴力の被害者にも加害者にもならないこと、傍観者にならないこと、相談するなどの行動につながりやすくなります。どんな行為がDV・デートDVにあたるのか、もし、被害を受けたらどうしたらよいのか、相談するという行動も自分を大切にする方法のひとつです。

プロフィール

一般財団法人 大阪男女いきいき財団

1993年(平成5年)2月に、女性が抱える様々な問題の解決、女性の地位向上に向けた多様な活動を展開する目的で設立されました。その後、時代の流れとともに取組を発展させ、性別、年齢、立場を問わず、全ての人が自分らしい生き方を選び、互いを認め合い、イキイキと暮らすことができる社会をめざして、相談事業、市民活動推進事業、研修・学習・啓発事業をはじめとした様々な事業を展開されています。



人権はしっかり注目してないと足元から知らず知らずのうちに消えていく。

そんなことを思わせるような出来事があちらこちらで起こっている気がします。

人権に関する課題の一つに環境問題が存在します

が、この中で、一時期社会でも大きく取り上げられていました「環境ホルモン」に関する問題があります。一般的に「環境ホルモン」とは、私たち人間を含めた生物の本来のホルモン作用をかく乱する物質を指し、代表的なものにダイオキシンやPCBが挙げられますが、近年、この問題について取り上げられることが少なくなったように感じます。様々なニュースや出来事は、新聞やテレビなどで取り上げられた時には関心が高まりますが、時間の経過とともにそれが薄れていくものもあります。私たちはその関心が一過性のもので終わらないように、一人一人が身の回りで起こっている社会課題を認識し、学び続ける姿勢が大切であると思います。ここでは、「環境ホルモン」に関する問題を例示しましたが、様々な人権問題がある中で、過去の出来事として捉えられ、風化していくものも少なくありません。

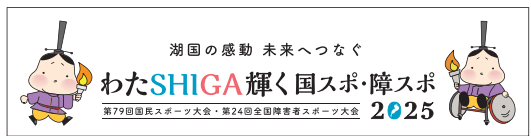
皆さんも一度は見聞きされたことがあるかと思いますが、インターネットやSNSを通じた誹謗中傷、ヤングケアラー、性的マイノリティなど、人権に関する新たなキーワードも生まれています。このように社会全体で考えるべき課題として関心が高まり、私たちが自分事として捉えることで、少しずつ人権が尊重される社会に近づいていくことができると思います。私たちはこういった新たに取り上げられている人権課題を含め、様々な社会問題について、「過去にあった出来事」で終わらせることなく、一人一人が考え、向き合っていくことが大切ではないでしょうか。

あとがき

今号で特集いたしましたDVやデートDVは、被害者が自身の置かれている深刻な状況に気づくことができない、つらい状況を一人で抱え込んで我慢している、家庭内など閉鎖的な関係性の中で起こる場合が多い、身体的な暴力に限らないなどの理由から、まわりの人が気づきにくいといった側面があると考えられています。また、新型コロナウイルス感染症の影響によって被害がより潜在化したとも言われています。

皆さんがDVやデートDVだけでなく、様々な人権課題について知ること、自分を大切にし、相手も大切にすることで、一人一人の人権が尊重される社会になっていくことを願っています。

ご意見やご感想は
〒520-0047 (大津市浜大津四丁目1-1) 明日都浜大津1階
大津市 政策調整部 人権・男女共同参画課
(0528-2791) まで



大津市人権講座のご案内

大津市では、様々な人権課題について認識を深めることができるように、地域で人権・生涯学習の推進に取り組まれている大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会のご協力のもと、毎年人権講座を開催しています。受講料は無料です。皆様からのご参加をお待ちしています。(事前申込制です。詳しくは下記問合せ先まで。)

大津市人権講座日程

- 1 **演題** 「認知症の方が穏やかに過ごすには～家族や周りの方の接し方～」
講師 琵琶湖病院 副院長 松田 桜子 氏
日時 9月10日(日) 13時30分から16時まで
場所 ピアザ淡海 2階 ピアザホール
- 2 **演題** 「社会全体でいじめ対策に取り組むために家庭や地域ができること～第3期大津市いじめの防止に関する行動計画から～」
講師 京都ノートルダム女子大学 現代人間学部 教授 神月 紀輔 氏
日時 10月19日(木) 18時から20時まで
場所 明日都浜大津 ふれあいプラザ 4階 ホール
- 3 **演題** 「子ども・若者の参画と社会デザイン～子どもの権利の実質化に向けて～」
講師 龍谷大学 社会学部 准教授 川中 大輔 氏
日時 11月7日(火) 14時から16時まで
場所 龍谷大学 瀬田キャンパス

申込方法 下記お申込先まで「参加される講座」、「氏名」、「ご住所」、「ご連絡先」をお知らせください。

問合せ先 大津市 教育委員会事務局 生涯学習課
TEL:528-2635 FAX:523-5735 Mail:otsu2403@city.otsu.lg.jp

人権に関する相談窓口のご案内

大津市、大津地方法務局では皆さんからの人権に関わる相談窓口を設けています。

暴行や虐待、差別、インターネットによる誹謗中傷、モラル・ハラスメントなどによる悩み事がありましたらご相談ください。

また、今号ではDV・デートDVに関する特集を行いましたので、DV等に関する大津市の相談窓口も併せてご紹介します。秘密は厳守します。費用は無料です。一人で悩まず一度ご相談ください。

電話による人権相談窓口

「みんなの人権110番」 *大津地方法務局に繋がります。法務局職員または人権擁護委員が対応します。
電話番号：0570-003-110
受付時間：平日 8時30分から17時15分まで

「こどもの人権110番」 *大津地方法務局に繋がります。法務局職員または人権擁護委員が対応します。
電話番号：0120-007-110
受付時間：平日 8時30分から17時15分まで

「人権擁護委員による相談」 *大津市 人権・男女共同参画課に繋がります。人権擁護委員が対応します。
電話番号：077-528-2791
受付時間：第1火曜日(祝日、年始を除く)13時から15時30分まで

「人権擁護委員による相談」
受付日時：第3火曜日(祝日を除く)13時から15時30分まで
第5火曜日(祝日を除く)10時から11時30分まで
相談場所：大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階
大津市 人権・男女共同参画課 相談室
問合せ先：077-528-2791 (大津市 人権・男女共同参画課)

「大津市男女共同参画センターの相談」
面接相談：毎週月曜日(祝日を除く)13時から16時まで **事前予約が必要です。**
予約ダイヤル：077-528-2615
電話相談：毎週木・金曜日(祝日を除く)10時から16時まで
相談専用ダイヤル：077-527-5508

